大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第４期）（案）の概要

１. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の健全な発展及び人とイノシシの永続的な共存を図るため、平成19年度からイノシシ保護管理計画（第１期、第２期）、平成27年５月29日からはイノシシ第二種鳥獣管理計画（第２期、第３期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、平成19年度と比べて農林業被害は減少したが、依然として農業被害が深刻であると感じている農家がある。このため、第３期計画に引き続き第４期計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

２. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

３. 計画の期間

令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

４. 管理が行われるべき区域

大阪府全域

５. 前計画の評価と課題

◆生息動向

全体としては、生息頭数は減少傾向。

中部では分布域が拡大し、生息頭数も増加傾向。

　・イノシシのくくりわな捕獲効率の推移

　　全体としては平成29年度以降は低下傾向にあるが、中部地域では上昇傾向にある。

※北部では、イノシシに加えニホンジカも生息しているため、一定期間設置したわなで捕獲されるイノシシの頭数は相対的に少なくなる等の要因から、中南部よりくくりわな捕獲効率が低くなる傾向がある。

◆農業被害

農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が依然として存在。

・令和２年度の農業被害強度

　　多くの地域で農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が存在している。

◆捕獲頭数（第3期計画での目安：3,100頭）

有害捕獲の推進等により、第2期以上の捕獲圧を維持している。

第2期(H24～H28)平均：3,341頭

第3期(H29～R2 )平均：3,716頭

・イノシシの捕獲頭数の推移

平成29年度から令和2年度の捕獲頭数は3700頭程度で推移している。

６. 管理の目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 短期目標　（令和８年度まで） | 長期目標　（令和18年度まで） |
| 農業被害の軽減 | 農業被害金額を第４期計画期間から２割減少させる | 農業被害アンケートにおける農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくす |

７. 数の調整に関する事項

◆個体数管理の目標

各地域の個体数の増減傾向や捕獲状況等を勘案し、地域ごとに年間捕獲目標を設定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　区 | 捕獲目標 | 備　考 |
| 北部地域 | 500頭 | 直近2年の捕獲実績の平均（豚熱等の影響により、個体数が急激な減少傾向にあるため、直近2年の捕獲圧を維持） |
| 中部地域 | 700頭 | 直近5年の捕獲実績の平均に2割程度上乗せ（北河内地域を中心に分布拡大傾向のため、捕獲を強化） |
| 南河内地域 | 900頭 | 直近5年の捕獲実績の平均（個体数はほぼ一定から減少傾向のため、同程度の捕獲圧を維持） |
| 泉州地域 | 1,400頭 | 直近5年の捕獲実績の平均（個体数はやや減少傾向のため、同程度の捕獲圧を維持） |
| 大阪府全域 | 3,500頭 |  |

※捕獲目標はモニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行う。

◆捕獲推進のための規制緩和

管理の目標を達成するため、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制について、以下のとおりイノシシを捕獲する場合の緩和措置を継続する。

〇狩猟期間の1カ月延長 ：11月15日から翌年３月15日まで
（通常は11月15日から翌年２月15日まで）

〇くくりわなの直径の制限解除 ：無制限（通常は12ｃｍ未満）

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則としてくくりわなの使用を控える。

８. 環境管理に関する事項

イノシシを農地や集落へ誘引する環境（耕作放棄地の草地化や林縁部の藪化）を抑制する環境管理を推進する。

９. 被害防除対策に関する事項

防護柵の適切な設置・維持管理の方法や収穫残渣等の撤去などの正しい被害防除技術や知識の普及啓発等を行い、地域の被害防除対策への意識を高めることにより、農業被害アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようにする。

10. モニタリング等の調査研究

イノシシの生息状況や被害状況、及び被害対策の実施状況についてモニタリングし、管理計画の進捗状況の検討・評価に活用する。

11. その他管理のために必要な事項

豚熱感染拡大防止のための防疫措置の実施について、普及啓発を行う。

動物由来感染症の発生動向の情報収集と捕獲従事者や各種関係団体等への注意喚起を行う。